【 令和８年度第３回中標津町自治推進会議報告 】

日　時：令和８年９月 30 日（水）
場　所：中標津町役場　１階　101 号会議室
出席者：13 名（中標津町自治推進会議委員７名、ファシリテーター１名、
　　事務局５名）
傍聴者：なし

＜会議次第＞

１ 開 会

２ 会 長 挨 拶

３ 議 題

［進行：東田ファシリテーター］

町民憲章 唱和

（昭和 40 年７月１日制定）

わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の流れとともにひらけゆく中標津の町民です。

はてしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけて、みんなの力で明るい豊かなまちをつくるために、この憲章をさだめます。

1　からだをきたえ、しあわせな家庭にしましょう。
1　誇りをもって働き、豊かなまちにしましょう。
1　きまりを守り、明るいまちにしましょう。
1　自然を愛し、美しいまちにしましょう。
1　教養を高め、よりよい文化を育てましょう。

※　議案に入る前に前回の振り返りと本日の議題確認

（１）そこそこ頑張る条例改正案について
（２）答申書の内容について
（３）自治基本条例の広報について
（４）解説書の修正作業について
（５）その他

４ 閉 会

＜配付資料＞

①　会議資料１：そこそこ頑張る条例改正案

②　会議資料２：中標津町自治基本条例見直しに関する答申書（案）

＜会議結果報告＞

１．開会

２．会長挨拶

３．議題



※前回の振り返りと本日の課題確認

東田ファシリテーター

前回の振り返り

前回は、年間スケジュールの具体的な日時を決定した。

また、そこそこ頑張る条例改正案、答申書の内容について1回目の話し合いを実施した。

解説書の修正作業については、生成 AI も活用して進めているとの報告を受けた。

自治基本条例の広報については様々な案が出された。今回は、予算編成時期が迫っているため、具体的な話をしたい。

さらに、本日の午後、議会基本条例（案）について議会運営委員会と意見交換を行った。議会運営委員会より条例（案）の説明があり、それを受け自治推進会議委員からも何点か意見を出させてもらったが、それ以外でも自治推進会議として、意見や話し合うべきことがあるか本日の議題（5）その他で改めて確認させていただきたい。

議題（１）そこそこ頑張る条例改正案について

東田ファシリテーター

会議資料1について説明する。表の形式を前回から変更し、左が現在の条例、中が改正案、右が根拠となる考え方、意見交換での結果等について記載している。黄色マーカーは、要検討と考えている部分である。

前回第2回会議で出た意見を踏まえ、大きな変更点としては、第4章町内会及び町民活動団体の「定義」と「役割」を第 15 条にまとめて記載した。

細かい部分で言うと、第 15 条第 1 項は、前回まで「町民」としていたが、町内に住所を有する人と定義している「住民」（本条文第2条第 1 項）が適当と考え修正した。

第 15 条第2項は、会員に対して重きを置きたいとの意見から「主として町内会会員に対して」とした。

第 15 条第3項は、町内に住所を有する人（住民）、町内で働く人、町内で学ぶ人及び町内で活動する法人その他の団体として定義されている「町民」（本条例第2条第1項）とした。

第 15 条第4項は、町内会との比較として「多様な課題の解決や先駆的な公共サービスの担い手の役割を担います」とした。

第 15 条第5項～第7項（現条例第 16 条第2項～第4項）は、そのままとした。

第 16 条第1項は、「町民は、～～積極的に参加し、これを守り育てます。」としたが、「町民は、～～積極的に参加します。」とする方が良いと思う。

第 16 条第2項は、「町民は、～～先駆性や多様性を認識し、必要に応じて、その活動に取り組みます。」としたが、「町民は、～～先駆性や多様性を認識し、これを守り育てます。」とする方が良いと思う。

第 17 条第1項（現条例第 18 条第1項）は、そのままとした。

第 17 条第2項は、「議会は、町内会の加入促進等への協力連携を図ります。」としたが、可能であれば、一度議会と確認する機会があると望ましいと思う。

第 18 条1項（現条例第 19 条第1項）は、そのままとした。

第 18 条第2項は、第7期中標津町総合計画後期基本計画の 11 ページ主要施策を参考に、「行政は、町内会の加入促進への協力連携と合わせ、時代のニーズに即した行政と町内会における連携を

図ります。」とした。

委員

第 15 条第４項の「先駆的な公共サービスの担い手」とは具体的にどのようなことを指すのか。公共サービスになっていくということだろうか。どちらかといえば、公共サービスというと行政が行っているイメージである。

東田ファシリテーター

私の中で、中標津町にとって、町民活動団体とはどのような存在なのかはっきりと答えを出し切れていないというのが正直なところである。

会長

以前、町民活動団体に関する講演で聴き印象的だったたとえがある。



困りごとを「ビン」だとして、まずは行政が提供する支援を角ばった「石」として入れていく。これで大部分は埋まるが、石だけでは必ず隙間が残る。では、その隙間を埋めるものは何か。 そこに入っていくのが、砂のように細やかに行き届く支え、それが町民活動団体の活動である。石では届かない部分を砂が埋めることで、困りごとはより現実的に解決へ向かう、という内容だった。

東田ファシリテーター

第 15 条第４項の「先駆的な公共サービスの担い手」という部分は、次回までに表現を見直してくる。

町内会及び町民活動団体の「定義」と「役割」は、まとめるか今までどおり分けた方が良いか意見を伺いたい。今回の案では現条例と条数がずれてしまう。現在の真ん中の改正案で、第 1～3項を第 15 条、第４～６項を第 16 条とするパターンも次回作成してくる。

委員

第 15 条第２項の「主として」という表現が少々気になる。

委員

情報発信や防災の活動は加入しているかどうか関係なくもれなくやらないといけないこと。また、町内会行事に、実際に未加入の子どもが参加していることもあるので「主として」でいいのでは。

東田ファシリテーター

「主として」という表現をもう少し考える。

委員

「町民の命と暮らしを守る役割を担う」のは、実際の活動として間違いないのだが、文章にすると荷が重い。

東田ファシリテーター

「町民の命と暮らしを守る役割を担う」という文言は、前回の会議で記載してほしいと希望があった。

委員

第 18 条第２項「行政は、町内会の加入促進への協力連携と合わせ、時代のニーズに即した行政と町内会における連携を図ります。」とあるが、「連携」が連続しているので、「時代のニーズに即した行政と町内会の活動支援を強化します。」としてはどうか。

東田ファシリテーター

その文章は、第7期中標津町総合計画後期基本計画の 11 ページ主要施策を参考にしているので、次回該当ページを資料として用意してもらいたい。次回は、今回出た意見や資料を見ながら話し合おう。

今回出た意見を踏まえて、次回最後の話し合いをしよう！

議題（２）答申書の内容について

東田ファシリテーター

会議資料2について説明する。4ページの2　中標津町自治基本条例の見直しの検討結果についてでは、（1）で条文の見直しを求める事項を記載した。比較表の下は、町内会への加入促進と運営の支援を要望する旨とアイデアを記載した。このアイデアは、昨年実施した意見交換の際に話し合った内容を抜粋している。

文章表現について、意見があれば伺いたい。

次に、（2）検討を行っていただきたい課題では、条例改正とは別に町長への附帯意見を記載している。

●町民ファシリテーターについては、N-CAN に原稿を依頼するか、または取材をしたいと考えている。

●中標津町在住の外国人については、意見交換での話をまとめている。

●若者の参加については、学生との意見交換の際、自治への参加意欲があることがわかったが、自治推進への取組にどのように繋げていけるかまで話せなかった。次期委員に継続的に検討するようお願いしている。

●解説書の見直しについては、現在修正作業をしている旨を記載した。

委員

6ページ下から2行目「町でやっている除雪や街灯の管理やゴミの回収などの可能な部分を町内会へ委託するなど」とあるが、現実的に考えると町内会の役割としてはハードルが高いと思う。例えば、故障した街灯があれば町に報告する等の協力は可能だと思うが管理までとなると難しい。

東田ファシリテーター

意見を踏まえて、該当箇所については、削除する。

委員（N-CAN メンバー）

7ページ附帯意見●中標津町在住の外国人について、現在経済振興課で実施している取組等を確認のうえ記載してはどうか。

●若者の参加については、町のフロンティア推進事業補助金に新たに「若者応援枠」が創設されたことも踏まえて記載してはどうか。

●町民ファシリテーターについては、取材を依頼したい。

東田ファシリテーター

それぞれ、記載したい内容について、まとめてもらい追記したい。

●町民ファシリテーターについては、取材を実施する。まずは、N-CAN メンバーへ 10 月中にオンラ

インで取材し、その後事務局とも調整する方向でよいか。

委員（N-CAN メンバー）

それで良い。先日、関西大学から町民ファシリテーターについてヒアリングを受けた。その際一緒に対応したN－CANメンバーも今回の取材に同席してもらいたいと考えている。

委員

●中標津町在住の外国人についての記載だが、3段落目で「公共施設などでの Wi-Fi 環境を増やす、民間施設にも Wi-Fi 環境を推奨する」とあるが、「公共施設と民間施設の Wi-Fi 環境のさらなる充実」などとまとめてはどうか。

委員

令和3年 10 月の答申書で、2ページ（2）「引き続き検討を行っていただきたい課題」の上から8行目「次回見直しまでの5年間においても、更に様々な手法により中標津町自治基本条例を多くの町民に浸透させるための取り組みの推進～～意見します。」を今回の答申書の課題のひとつとして追記してもらいたい。

東田ファシリテーター

意見を踏まえて、●解説書の見直しについての前に記載したいと思う。

東田ファシリテーター

今回出された意見をまとめると、

・町内会の話として、除雪や街灯の管理、ゴミの回収など可能な範囲で委託という文章は削除。

・在住外国人については、公共・民間施設の Wi-Fi 環境についての記載をまとめる。

・在住外国人、若者に対する町の取り組み、事業を改めて確認する。

・令和3年の答申書で記載した自治基本条例を浸透させるための取り組みの推進について今回も検討課題として記載したい。

以上を踏まえて、次回第4回会議までに再考する。

附帯意見に対して出た意見を中心に、答申書の内容を再考する。

議題（３）自治基本条例の広報について

東田ファシリテーター

今回の広報は、自治基本条例自体を理解してもらうためのものである。大きくPRしたい。

前回の事務局の話を踏まえると、町広報紙を活用する場合は、令和9年5月以降に掲載となる。また、町公式ホームページもリニューアルするため、その際分かりやすく掲載することもできると思うとの話だった。

そのほかに、町内会へ今回の条例の改正内容を知ってもらうために説明会を実施する、FM はなで毎回放送してもらったらどうかという案も出た。

ただ、予算編成時期が迫っているためそろそろ方向性を決定する必要がある。

委員

紹介冊子を作成するのはどうか。せっかくの機会なので、記念として形になるものを残したい。

委員

以前、イラストのことで断念した漫画案も、最近は生成 AI を活用することも可能なので、内容さえしっかり考えることが出来れば作成可能ではないか。

委員

修正中の解説書が完成すれば、今よりもう少しページ数を減らせるのでそれを配布するのはどうか。

また、分かりやすくまとめたパンフレット等を、回覧板に入れてもらい、欲しい方はどこどこにあるのでご自由にどうぞとするといいと思う。全戸配布は大変だと思うので、1000 部くらい作成するのはどうか。

委員

「詳細はこちら」と HP を紹介し、デジタルで閲覧出来るようにするのもいいと思う。

事務局

全町内会連合会事務局に 450 部持ち込めば回覧してもらえる。来年度の予算締切は、例年だと 12 月上旬になる。

委員

予算については、クラウドファンディングを活用してはどうだろうか。

委員

条例制定時に実施したようなイベントを開催すれば、町内会加入者は参加してもらえるだろう。しかし、本来は、未加入者にこそ参加してほしいがそれはなかなか難しい。

委員

関心がない人に足を運んでもらうことは、本当に難しい。

東田ファシリテーター

予算の締切が迫っている。参考として、次回第4回会議までに A3 サイズ表裏カラー1000 部の見積書を印刷会社の委員に作成してもらいそれをもとに話し合おう。

来年度の予算編成に向けて、見積書を参考に広報の具体案を考えよう。

議題（４）解説書の修正作業について



担当委員

作業の進捗状況を報告する。現在、第7章まで修正案の作成が進んでおり、次回は第8章以降の修正案を作成する。

東田ファシリテーター

現在の進捗状況については了解した。解説書の完成に向けて、引き続き会長、担当委員、事務局で作業を進めてもらいたい。

会長、担当委員、事務局で引き続き作業を進める。

議題（５）その他

東田ファシリテーター

会議冒頭で説明したとおり、議会基本条例（案）について議会運営委員会と意見交換を行った。その時出た意見のほかに自治推進会議として、意見や話し合うことべきことがあるか確認したい。

委員

議会基本条例（案）第 24 条で「条例の検証及び見直し」とある。状況に応じて、今後も見直しを実施するとの説明であったが、誰がどのタイミングで見直すのか。一般町民としては、議会への敷居が高いためなかなか意見しづらいと思う。議員の皆さんだけで見直すとしてもその方法を詳しく伺いたい。

委員

今回は制定に向けて、町民意見募集制度（パブリックコメント）を実施する予定との説明はあった。

委員

自治基本条例は5年に一度町長に諮問されるので見直しをする。条例というとそのイメージがある。

東田ファシリテーター

その辺をもう一度議会運営委員会と意見交換出来るといいがそれも難しいだろう。

ただ、議会に対して意見を伝えることは出来ると思うので、第 24 条についてもう少し具体的な方が良いのではないかと自治推進会議として意見を出そう。近日中に要望書案を作成しメールにて共有するので、確認願いたい。

今後の会議開催日は、次回第4回は令和8年 11 月 20 日（金）、第5回は令和9年1月 13 日（水）、第6回は3月 25 日（木）を予定している。

議会基本条例（案）について、議会運営委員会へ意見を伝えよう。

４　閉会

まとめ

(1) そこそこ頑張る条例改正案について
・今回の意見を踏まえて、次回最後の話し合いをしよう。
(2) 答申書の内容について
・町内会に関する記載の見直し、附帯意見に対しての修正や
追加事項を希望する意見等を踏まえ、次回までに再考する。
(3) 自治基本条例の広報について
・来年度の予算編成に向けて、見積書を参考に広報の具体案を考えよう。
(4) 解説書の修正作業について
・引き続き会長、担当委員、事務局で作業を進める。
(5) その他
・議会基本条例（案）の説明、意見交換を経て、改めて自治推進会議として
意見を提出する。
⇒近日中に、要望書案を作成しメールで共有する。
・次回第4回は、令和8年 11 月 20 日（金）19：00～場所は 101 号会議室
・第5回は令和9年 1 月 13 日（水）、第6回は令和9年3月 25 日（木）開催予定。

